

賃金控除協定書

(会社名) と従業員代表 は、労働基準法
24条1項但し書きの賃金控除につき、次のとおり協定する。

1 (会社名) は、法令に定めるもののほか、月々の賃金より以下の費用を控除することができる。ただし、下記金額につき変更の必要性が生じたときは、本協定の改定につきすみやかに協議する。

- (1) 給食費
- (2) 寄 費
- (3) 親睦会費
- (4) 会社貸付金の割賦返済金（元利共）
- (5)
- (6)

2 賃金支払日は毎月 日とする。

3 本協定は、平成 年 月 日より有効とする。

4 本協定は、何れかの当事者が 日前に文書による破棄の通告をしない限り、
効力を有するものとする。

平成 年 月 日

使用者職氏名

印

従業員代表

印